



最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控させていただきます。

【2018年10月30日】

改正労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)成立

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/jikan/index.html

同ガイドラインは、働き方改革の一環として、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法及び労働基準法が改正されたことを踏まえ、以下の内容の指針を定めています。

- ・ 時間外労働・休日労働の削減に取り組むこと。
- ・ 計画的な年次有給休暇の取得促進に取り組むこと、及び年次有給休暇管理簿を確認し、年次有給休暇の取得状況を労働者及びその上司に周知すること。
- ・ 深夜業の回数の制限、勤務間インターバル(前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の休息を確保すること)の確保及び朝型の働き方の導入を検討すること。
- ・ 労働時間等設定改善委員会等を設置し、労使間の話し合いの機会を整備すること¹。
- ・ 中小企業等における時間外労働・休日労働の削減のため、週末発注・週初納入等の短納期発注を抑制し、納期を適正化する等、長時間労働につながる取引慣行を見直すこと。

同ガイドラインは2019年4月1日から適用される予定です。

¹ 労働時間等設定改善企業委員会等において、労働時間等に関する事項を5分の4以上の多数で決議した場合、特例として、その決議を、労働時間等に係る労使協定に代えることができるとされています(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法7条)。労働時間等設定改善指針は、この特例の活用を促す形で、労働時間等設定改善企業委員会等における労使間の話し合いを推進しています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

【2018年11月1日】

不正競争防止法施行令、施行

不正競争防止法5条の2²の政令委任事項を定める不正競争防止法施行令が施行されました。詳細につきましては、[本ニューズレター2018年9月号](#)をご参照ください。

【2018年11月2日】

金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表

https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181102_2.html

同改正案³の概要は以下のとおりです。

- ① 財務情報及び記述情報(非財務情報)の充実
 - ・ 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載を求める。
 - ・ 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める。
 - ・ 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求める。
- ② 建設的な対話の促進に向けた情報の提供
 - ・ 役員の報酬について、報酬プログラム(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)の説明や、報酬プログラムに基づく報酬の支払実績等の記載を求める。
 - ・ 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大する。
- ③ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組
 - ・ 監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示を求める。

同改正案は、今後パブリックコメントを経た後、公布の日と同日に施行される予定です。また、①及び③は2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等について適用され、②は2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等について適用される予定です。

【2018年11月5日】

経産省、公取委、総務省、デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会「中間論点整理(案)」を公表

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/nov/181105_1.html

ポータルサイト、オンラインショッピングモール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のプラットフォーマー型ビジネスに関するルール整備に向け、経済産業省、公正取引委員会及び総務省は、競争政策、情報政策等の観点からプラットフォーム・ビジネスの課題等を取りまとめた中間論点整理案を公表しました。

中間論点整理案は、デジタル・プラットフォームを、プラットフォームのもとに異なる複数の利用者層が存在する多面市場となり、異なる利用者層間における直接又は間接のネットワーク効果⁴を生じさせるものであると整理しています。そして、このようなネットワーク効果や規模の経済性を通じて、プラットフォームにデータが集中することにより、独占化、寡占化が進みやすい市場であるとも分析しています。以上のような分析を踏まえ、中間論点整理案は、以下の点を検討すべき論点として挙げています。

² 原告が、以下の点を立証した場合には、被告が技術上の秘密を不正使用したことを推定する旨の規定。

①被告が、技術上の秘密(生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。)を不正取得したこと

②被告が、当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産、その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為をしたこと

³ 本改正案は、本年6月28日に公表された「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言を踏まえて改正されています。同報告の内容については、[本ニューズレター2018年7月号](#)をご参照ください。

⁴ 「異なる利用者層間におけるネットワーク効果」の例として、オンラインショッピングモールにおいて、利用者数(消費者数)が増えるほど、販売店(参加事業者)の収益機会が増加することが挙げられています。

- ・ デジタル・プラットフォームによる反競争行為の多くは、現行の独占禁止法によって規制可能であるものの、他方で、プラットフォームに関する市場概念が不明確である等、運用のレベルでは多くの課題がある。そこで、優越的地位の濫用規制の適用や、課徴金制度などの違反行為抑止に向けた適切なエンフォースメントの在り方等、競争法の運用の見直しを含めた競争政策の強化や更なる競争法上の議論を進めていく必要がある。
- ・ デジタル・プラットフォームが集積した個人データにつき、消費者にアクセス権等を与えることを検討する必要がある。
- ・ 自主規制と法規定を組み合わせた柔軟な手法である共同規制や、競争法における国際執行協力を含め、海外事業者に対する実効的な適用法令の執行の仕組みを構築していく必要がある。

【2018年11月13日】

経団連、働き方改革事例集を公表

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/104.pdf>

同事例集は、長時間労働の是正、テレワークなどの柔軟な働き方の支援、仕事と育児・介護の両立支援等、各企業における働き方改革への取組の好事例を紹介しています。

【2018年11月19日】

厚労省労働政策審議会分科会、パワーハラ防止措置を企業に義務付ける法整備を行う方針を公表

2018年11月20日付け日本経済新聞朝刊

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126989.html

2018年11月20日付け日経新聞朝刊にて報道されているとおり、厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会は、職場におけるパワーハラスメントの防止措置を企業に義務付けるための法整備を行う方針を示しました。2018年11月19日に開催された審議会の資料によると、厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会は、職場におけるパワーハラスメントの定義を、2018年3月30日に公表された「職場のパワーハラスメント防止策についての検討会」報告書⁵を踏まえ、「①優越的な地位に基づく、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること」と定義した上で、事業主に対して、職場のパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置を講じることを法律で義務付けるよう提案しています。また、同資料によると、事業者に対して措置を義務付けるに当たっては、職場のパワーハラスメントの定義、事業主が講ずべき具体的内容等を示す指針を策定すべきであるとしています。

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000201255.html>



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。